

平成22年度 公共事業再評価 審議内容整理表 (第2回部会終了時点)

【総括表】

No.	事業名	概略審議	報告	詳細審議	審議結果
1	国道113号 館矢間道路改良事業	第1回			継続妥当
2	一般県道小牛田松島線 初原道路改良事業	第1回			継続妥当
3	南沢川総合流域防災事業	第1回			継続妥当
4	小田川総合流域防災事業	第1回			継続妥当
5	仙台塩釜港海岸高潮対策事業	第1回			継続妥当
6	北上川下流域下水道事業	第1回	第2回		継続妥当
7	かんがい排水事業(牛橋地区)	第2回			継続妥当
8	経営体育成基盤整備事業(小川地区)	第2回			継続妥当
9	経営体育成基盤整備事業(清水川北浦地区)	第2回			継続妥当
10	経営体育成基盤整備事業(蛇沼向地区)	第2回			継続妥当
11	経営体育成基盤整備事業(芋埜地区)	第2回			継続妥当
12	ため池等整備事業(上沼3期地区)	第2回			継続妥当

企画部 政策課

事業番号	1	事業名	国道113号 館矢間道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書5頁の事業効果において、想定される事業効果に記載されている、「県南二次生活圏の連携強化」について具体的に説明願いたい。 (第1回:千葉委員)	◎ バイパスの完成により、圏域間の時間短縮が図られ、アクセス性の向上や広域連携の強化が期待される。	
②	● 事業費も縮減され、残事業B/Cも大きいことから、事業継続妥当とする。 (第1回:林山部会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	2	事業名	一般県道小牛田松島線 初原道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 事業が遅れた理由として、ため池の代替機能補償の協議に時間を要したと説明があったが、解決しているのか。解決しているのであれば、どのように対応したのか説明願いたい。 (第1回:山本委員)	◎	平成17年10月に水利組合と合意している。対応内容は、ため池の容量損失確保と管理用通路の確保である。
②	● 事業工程短縮、事業費縮減されていることから事業継続妥当とする。 (第1回:林山部会長)		-
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	3	事業名	南沢川総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 特殊堤の設置箇所, 概要を説明願いたい。 (第1回: 風間委員)	◎ (9頁平面図参照) 黄牛川と南沢川との合流付近にJR気仙沼線が通っており, その橋脚, 橋台に制約を受ける区間において, 特殊堤の施工を行う。	
②	● 事業継続妥当とする。 (第1回: 林山部会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議		

※ ○: 委員の質問 ●: 委員の意見 ◎: 県の回答

事業番号	5	事業名	仙台塩釜港海岸高潮対策事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 事業費増減対照表の増減比較は、分かりやすいように比較対象を明確に示すべきである。 (第1回:山本委員)	◎ (事務局回答) 今後、調整する。 (林山部会長, 山本委員へ個別に説明→事業費増減対照表の増減比較は、比較対象を明確に示すとともに、再々評価時は前回再評価時との比較で統一する。)	
②	○ 胸壁の整備計画変更の理由を説明願いたい。 (第1回:河野委員)	◎ 荷役業者と調整した結果、港湾機能である荷役活動が困難となる理由から、赤点線部分(調書19頁)を除外する整備計画変更を行った。	
③	● 事業着手時には、可能な限り意見聴取してから事業を進めるべきである。 事業継続妥当とする。 (第1回:林山部会長)		—
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	6	事業名	北上川下流域下水道事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ B/Cの便益の考え方として、代替費用法を採用しているが、浄化槽の設置費自体を便益として計上しており、設置費が高ければ高いほど便益が高くなる。費用便益分析的にはふさわしくない。 (第1回:河野委員)	◎ 日本下水道協会のマニュアルに沿って算出している。	
①-2	● マニュアルに問題が多い。 (第1回:林山部会長)	-	
①-3	● マニュアルの便益算出の考え方や価格の設定手法等について確認が必要である。 (第1回:林山部会長, 風間委員, 河野委員, 山本委員)	-	
①-4	○ マニュアルにおける便益の考え方や算出根拠について、次回部会において追加説明願いたい。 (第1回:林山部会長)	◎ 第2回部会:資料3により報告。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2回部会で報告済</div>	
⑤	○ 調書2頁、【事業費の変更状況とその要因】において、事業費増加の要因は物価変動と記載しているが、増加の要因としては無理があるのではないか。 (第1回:山本委員)	◎ 表現を修正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修正し、評価書へ反映</div>	
⑥	○ 当初の事業費と現計画の事業費を比較すると、大幅に増加している。問題意識を高めなければいけない。詳細な理由を説明願いたい。 (第1回:山本委員)	◎ 下水管敷設は地中での作業になるため、事業を進めながら、地質状況や埋設物等への対応が必要となり、事業費が増加する結果となった。処理場の事業費増加については見積もりが甘かったかもしれない。	
⑦	○ 事業費の変動はやむを得ないが、常に事業費が増加することは問題である。慎重に算定するような制度にしておかなければいけない。 (第1回:山本委員)	◎ 今後は事業費算定の精度を高めるよう努力する。	
⑧	● 部会意見は保留とし、次回部会において、便益算定の根拠等の報告を受け、再審議することとする。 (第1回:林山部会長)	-	
⑨	● 事業継続妥当とする。 (第2回:橋本副部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	7	事業名	かんがい排水事業(牛橋地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書7頁の費用対効果分析において、費用項目の維持管理費に金額が計上されていないが、ポンプ場などの施設について、維持管理費が必要ではないか。 (第2回:河野委員)	◎ 便益項目の維持管理費節減効果の算出において、将来の維持管理費分を差し引いているため、費用項目に計上していない。	
②	● B/C算出において、更新効果(土地改良施設の再整備により、従前の生産が維持される効果)は便益から除くべきであり、更新効果を含めないB/Cで判断すべきと考える。 (調書7頁のB/Cを二段書きにしていること)に対する意見 (第2回:河野委員)	-	
③	○ 調書1頁【事業内容の変更状況とその要因】において、矢来排水路については現在の営農状況から、将来的に優良農地として利用が見込めないとして廃止しているが、具体的に説明願いたい。 (第2回:宮原委員)	◎ 矢来排水路が計画されていた地域は、農地が荒廃しており、将来構想的にも活発な営農活動が行われないことから計画を廃止し、受益地区から除外している。	
④	○ 調書7頁の費用対効果分析において、費用項目の建設費に記載されている関連事業費は、調書6頁に記載されている関連事業の一部と考えてよいか。そうであるならば、7頁の関連事業費について、注釈等追記すべきである。 (第2回:橋本副部会長)	◎ 費用対効果分析の建設費に計上している関連事業費の内訳は、国営農地再編整備事業山元地区の関連分事業費(当排水機場で処理する面積分の事業費)及び県営ほ場整備事業吉田地区の全事業費となっている。 注釈等について追記することとする。	追記し、評価書へ反映
⑤	● 事業継続妥当とする。 (第2回:橋本副部会長)	-	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<p>■継続妥当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	8 9 10 11	事業名	経営体育成基盤整備事業(小川地区) 経営体育成基盤整備事業(清水川北浦地区) 経営体育成基盤整備事業(蛇沼向地区) 経営体育成基盤整備事業(芋埜地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 経営体育成基盤整備事業は水田の汎用利用を高めることを目的に事業が行われているが、例えば、この事業で大豆畑にしたところを、また水田に戻すということを前提とした事業なのか。 (第2回:宮原委員)		◎ 水田の汎用化ということで、畑作物(麦、大豆等)の導入が可能となる条件整備を実施している。具体的には畑作物の連作障害を考慮し、1つの地区を3年程度の周期で回すブロックローテーションを行い、効率的な生産調整への対応を行っている。
②-1	○ 調査8頁の費用対効果分析において、便益項目に「還元率×(1+建設利息率)」とあるが、社会的割引率4%との関連性も含めて説明願いたい。 (第2回:河野委員)		◎ 農林水産省のマニュアルに沿って、社会的割引率4%を用いて還元率を算出し、その還元率に1+建設利息率を乗じている。建設利息率は算定式に基づいて算出しており、0.0325となっている。
②-2	○ 建設利息率を使用する理由について説明願いたい。 (第2回:河野委員)		◎ 農業農村整備事業を実施する場合、受益者である農家の費用負担があるため、その負担率や利子率を考慮し、効果が発現するまでの標準的な年数を設定して、建設利息分を割り引いている。
②-3	● 上記について理解した。ただし、理論的には費用負担者が誰であろうと費用の考え方は変わらないので、建設利息率を使用したりするなど、割引率を操作することはない。 (第2回:河野委員)		-
③	○ 環境配慮の対策として、お助けエヤワンドなどを設置しているが、事業や地域ごとの環境配慮の考え方や、どのような根拠で何箇所設置しているかなど具体的な計画なども含めて記載すべきである。生物多様性の保全についても取り組んでいることをもっと詳細に説明した方が、事業実施における一般県民の理解が深まると思う。 (第2回:山本委員)		◎ 生き物調査を踏まえた各地区ごとの実施方針の計画を作成し、対象種を明確にした上で、施設の配置を行っている。また、モニタリング調査も行っており、本年度の部会意見対応状況報告において報告予定である。
④	○ 調査8頁の作付状況表に記載されている「調整水田」は作付品目ではないので「農地利用率の増加」などの表現に改めた方が事業の効果が明確となると思う。 (第2回:千葉委員)		◎ 未利用不作付地などの表現を使用するとともに、ほ場整備実施後の耕作利用率は100%を越えるので、表現を工夫しながら見直す。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修正し、評価書へ反映</div>
⑤	○ 「経営体育成基盤整備事業」という名称は、一般県民にとって、どのような事業を行っているか分かりづらいので配慮が必要だと思う。 (第2回:宮原委員)		◎ 「経営体育成基盤整備事業」は農林水産省の補助事業名であるが、水田を整備する事業であることを分かりやすく伝えられるよう表現を工夫する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">追記し、評価書へ反映</div>
⑥	● 所有している水田について、ほ場整備を行った結果、農地集積も進み、さらに転作物の生育状況や作業効率も向上した。ほ場整備は営農の効率が非常に良くなるので、未整備の水田は早期に実施願いたい。 (第2回:伊藤委員)		-

⑦	○ ほ場整備事業全般において、大幅なコスト削減が行われているが、事業費が削減されたことによる全体計画への影響について説明願いたい。 (第2回:橋本副部長)	◎ コスト削減は計画の整備水準を確保しつつ、可能な限り、資材や構造物の規格等の見直しを図ることであり、整備水準や事業効果を下げる目的では行っていない。
⑧	○ 事業番号9番(清水川北浦地区)5頁の効果の発現状況において、認定農業者数達成率が表2の説明文では28%、表中では100%となっているがどちらが正しい数値か。 (第2回:風間委員)	◎ 100%が正しい数値になるので、訂正する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">修正し、評価書へ反映</div>
⑨	● 経営体育成基盤整備事業の4事業について、事業継続妥当とする。 (第2回:橋本副部長)	-
審議結果	事業継続とした県案について	附帯意見等
	■ 継続妥当 <ul style="list-style-type: none"> ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	12	事業名	ため池等整備事業(上沼3期地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 絶滅危惧種保全の取り組みに関して、関係団体(行政、環境保全団体、地元農家など)の合意形成はどのように行ったか説明願いたい。 (第2回:山本委員)	◎ 平成15年に絶滅危惧種の生息が確認されたのを契機として、地元住民、県、市、伊豆沼・内沼環境保全財団において、勉強会や調査等を合同で行い、保全への意識向上を図った。財団から指導を受けた工法について関係者に説明し、了承が得られ、合意形成が図られた。	
②	○ 水路の工法変更による費用変動は生じないのか。 (第2回:宮原委員)	◎ 増減は無いと想定している。	
③	● 事業継続妥当とする。 (第2回:橋本副会長)	—	
審議結果	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止、中止等) ・ 詳細審議 		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答